

平成十三年経済産業省令第二百八号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外

国との相互承認の実施に関する法律第三十  
五条に基づく国際証明書等に関する省令

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相  
互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百  
十一号）第三十五条第一号及び第三号の規定に基  
づき、並びに同法を実施するため、特定機器に係  
る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に  
関する法律第三十五条に基づく国際証明書等に關  
する省令を次のように定める。

（用語）

この省令において使用する用語は、特定

機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相  
互承認の実施に関する法律（以下「法」とい  
う。）において使用する用語の例による。

（国際証明書の記載事項）

法第三十五条第一号の国際証明書の記載

事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録外国適合性評価機関の名称

二 当該機関が相互承認に関する日本国と欧州  
共同体との間の協定（以下「日欧協定」とい  
う。）第九条1、新たな時代における経済上  
の連携に関する日本国とシンガポール共和国  
との間の協定（以下「日シン協定」という。）  
第五十三条1又は包括的な経済上の連携に関  
する日本国とグレートブリテン及び北アイル  
ランド連合王国との間の協定の相互承認に関  
する議定書（以下「日英協定相互承認議定  
書」という。）第九条1の規定により登録を  
受けている適合性評価機関である旨

申請者の氏名又は名称及び住所

及び住所並びに当該電気用品を製造する工場  
又は事業場の名称及び所在地

五四 特定電気用品の型式の区分

特定電気用品を製造する工場又は事業場の  
名称及び所在地（輸入事業者にあつては、當  
該特定電気用品の製造事業者の氏名又は名称  
及び住所並びに当該電気用品を製造する工場  
又は事業場の名称及び所在地）

七 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百  
三十四号）第八条第一項に規定する技術基準  
及び同法第九条第二項の経済産業省令で定め  
る基準（同条第一項第二号に係る検査に係る  
ものに限る。）に適合している旨

八 証明書の交付年月日  
（国際証明書と同等なもの）

第三条 法第三十五条第三号に規定する同条第一  
号又は第二号の国際証明書と同等なものとして  
いる旨

経済産業省令で定めるものは、届出事業者が輸  
入しようとする特定電気用品の型式について、輪

施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第  
三百三十一号）の施行の日から施行する。

施行令

入しようとする特定電気用品の型式について、輪  
当該特定電気用品を製造する外国の製造事業者  
が登録外国適合性評価機関から交付を受けた電  
気用品安全法第九条第二項に規定する方法によ  
る検査により同法第八条第一項に規定する技術  
基準及び同法第九条第二項に規定する基準に適  
合している旨の書面を有しているときは、当該  
製造事業者が当該書面の交付を受けた日から起  
算して特定電気用品ごとに同条第一項の政令で  
定める期間を経過するまでの間は、その書面  
を交付した登録外国適合性評価機関が当該製造  
事業者の求めに応じ発行する当該書面の写しと  
する。

（表示の方式）

第四条 法第三十五条第一号から第三号までに規  
定する証明書の交付を受けた登録外国適合性評  
価機関の氏名又は名称は、電気用品安全法施行  
規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）

第十七条第一項第一号に規定する検査機関の氏  
名又は名称とみなす。

2 前項に規定する登録外国適合性評価機関の氏  
名又は名称の略称が日欧協定第八条3、日シ協  
定第五十二条3又は日英協定相互承認議定書第  
八条3の規定に基づき日欧協定第八条1の合同  
委員会、日シ協定第五十二条1の合同委員会又  
は日英協定相互承認議定書第八条1の合同委員  
会の決定を受けた場合には、その決定を受けた  
略称は、電気用品安全法施行規則第十七条第二  
項に規定する承認を受けた略称とみなす。

この省令は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年七月二六日経済産業

省令第九三号）

この省令は、特定機器に係る適合性評価の欧  
州共同体との相互承認の実施に関する法律の一  
部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年一月一六日経済産業

省令第七二号）

この省令は、特定機器に係る適合性評価の欧  
州共同体及びシンガポール共和国との相互承認  
の実施に関する法律の一部を改正する法律（平  
成十九年法律第九十二号）の施行の日（平成十  
九年十一月二十日）から施行する。

附 則（令和四年一月七日経済産業省

令第八三号）

この省令は、特定機器に係る適合性評価手續  
の結果の外国との相互承認の実施に関する法律  
の結果の外国との相互承認の実施に関する法律